

「第345回 判例・事例研究会」

逸失利益について定期金賠償を認めた判例

日 時	令和2年7月15日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 坂 真 理 子

【判例】

事件の表示	平成30年(受)1856号損害賠償事件 最高裁判所令和2年2月28日判決
	【ポイント】 <ul style="list-style-type: none">・最高裁で初めて後遺障害逸失利益について定期金賠償を認める判断が下された。・将来介護費用については比較的定期金賠償が認められやすかったが、後遺障害による逸失利益については実務上、一括で支払う「一時金賠償」が原則と考えられてきた（下級審判決）・本判決は、一時金賠償によるべきとの加害者及び保険会社側（上告人）らの主張を排斥した原審（札幌地裁平成29年6月23日判決・札幌高裁平成30年6月29日判決）を維持 【事案の概要】 <ul style="list-style-type: none">・道路横断中の事故当時4歳の子（被上告人・症状固定時10歳）が道路を横断中に大型貨物自動車に衝突され、脳挫傷及びまん性軸索損傷の傷害を負い、自賠法上の後遺障害等級別表第2第3級3号に該当する高次脳機能障害の後遺障害を残したもの

【判決の内容】

・判決の内容として、後遺障害逸失利益として、月額 35 万 3120 円を労働開始年である 18 歳から労働可能年限とされる 67 歳までの 49 年間の支払いを命じた

・仮に被害者が 67 歳に至るまでに死亡したとしても、その後は判決の変更申立てによる一時金賠償に変更される可能性があることを留保したうえで、死亡の事実は考慮しないとした

「後遺障害による逸失利益につき定期金による賠償を命ずる場合においても、その後就労可能期間の終期より前に被害者が死亡したからといって、交通事故の時点で、その死亡の原因となる具体的事由が存在し、近い将来における死亡が客観的に予測されていたなどの特段の事情がない限り、就労可能期間の終期が被害者の死亡時となるべきものではないと解するべきである」

・定期金賠償の範囲

「交通事故の被害者が事故に起因する後遺障害による逸失利益について定期金による賠償を求めている場合において、上記目的及び理念に照らして相当と認められるときに、同逸失利益は、定期金賠償の対象となるものと解される」

【定期金賠償のメリット】

・中間利息控除がないため、一時金賠償に比べ増額となる

【定期金賠償でのデメリット】

・定期金賠償では、判決後の事情の変化による判決の変更が認められるため減額があり得る

(民訴法 117 条 1 項)

口頭弁論終結前に生じた損害につき定期金による賠償を命じた確定判決について、口頭弁論終結後に、後遺障害の程度、賃金水準その他の損害額の算定の基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することができる。

・支払能力の永続性の問題

(加害者の支払能力の喪失、保険会社の破綻など)

・就労可能年に達するまで逸失利益が支払われない

以上